

## 平成 28 年民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦について

### 1 依頼事項

#### (1) 内容

平成 28 年は 7 月に欠員補充及び増員を行い、12 月に任期満了に伴う一斉改選を行います。つきましては、各地区推薦準備会及び連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

#### (2) 推薦準備会について

民生委員・児童委員	・・・	地区推薦準備会
主任児童委員	・・・	連合地区推薦準備会

#### (3) (連合) 地区推薦準備会の開催時期

平成 28 年 7 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 平成 28 年 3 月～4 月

平成 28 年 12 月 1 日付け一斉改選 → 平成 28 年 6 月～8 月

### 2 推薦準備会開催にあたっての留意事項

- (1) (連合) 地区推薦準備会推薦人の選出について、(連合) 自治会町内会の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表の方は、必ず推薦人としてください。この両者が出席しない場合は、(連合) 地区推薦準備会が開催できないこととしておりますので、御留意ください。
- (2) 候補者の選考にあたっては、資格要件、年齢要件、居住要件(資料 4 参照)が満たされていることを御確認ください。年齢要件については、なるべく原則の年齢に近い方を御推薦いただくようお願いします。

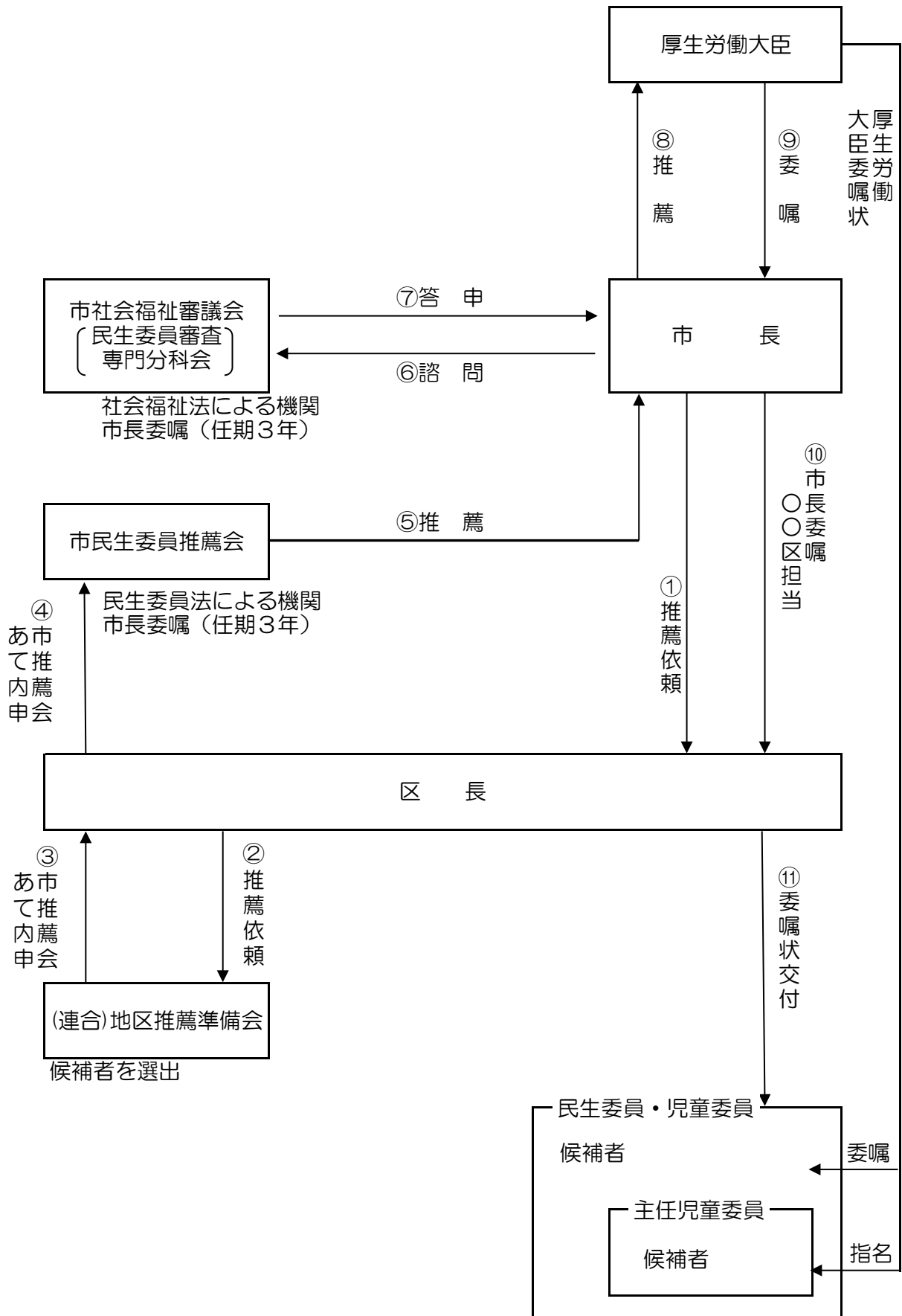
### 3 添付資料

- ・民生委員・児童委員、主任児童委員推薦(委嘱)の手続図(資料 1)
- ・平成 28 年民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程(資料 2)
- ・民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動(資料 3)
- ・横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続(資料 4)
- ・平成 27 年 12 月 1 日現在 民生委員・児童委員現員数一覧(資料 5)

### 4 その他

民生委員・児童委員活動の周知のため、リーフレット(A3〈一般編〉・A4〈関係者編〉)及び「よこはま民児協だより」(34号)を添付いたしました。候補者への説明等にご活用ください。

# 民生委員推薦〔委嘱〕の手続



**資料 2**

平成28年民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		平成28年7月1日付け委嘱者	平成28年12月1日付け委嘱者（※参考）
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期…平成28年 7月 1日から 平成28年11月30日まで	①民生委員・児童委員：一斉改選 ②主任児童委員：一斉改選  任期…平成28年12月 1日から 平成31年11月30日まで
2月	上旬 中旬 下旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
3月	上旬 中旬 下旬	連合・地区へ推薦依頼	
4月	上旬 中旬 下旬	連合・地区推薦準備会開催	
5月	上旬 中旬 下旬	区より市推薦会に候補者内申 市推薦会、市審査会開催	市連会協力依頼 区連会協力依頼
6月	上旬 中旬 下旬	厚生労働大臣あて推薦	連合・地区へ推薦依頼
7月	上旬 中旬 下旬	平成28年7月1日付け委嘱	連合・地区推薦準備会開催
8月	上旬 中旬 下旬		区より市推薦会に候補者内申
9月	上旬 中旬 下旬		
10月	上旬 中旬 下旬		市推薦会、市審査会開催
11月	上旬 中旬 下旬		厚生労働大臣あて推薦
12月	上旬 中旬 下旬		平成28年12月1日付け委嘱

※ 12月1日付け委嘱者に関する日程は現時点での予定です。

## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 民生委員は、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。
- 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
- 主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。
- 横浜市では民生委員・児童委員は200から440世帯に1人、主任児童委員は地区民生委員児童委員協議会ごとに2人（地区の民生委員・児童委員の定数が40人以上の場合は3人）としています。
- 現在は、横浜市全体で約4,500の方が民生委員・児童委員（約4,000人）、主任児童委員（約500人）として委嘱され、活動しています。

### 【民生委員・児童委員の身分等】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 無報酬ですが、活動に必要な交通費等として、活動費を支給しています。

### 【民生委員・児童委員の役割】

- 民生委員・児童委員の役割は、社会奉仕の精神を持ち、住民の立場に立ち相談を受け、住民が尊厳をもって自立した生活ができるように支援を行うことにより、誰もが安心して暮らせる地域福祉を推進することにあります。
- 民生委員・児童委員は、無理のない範囲で活動することを基本としています。それを踏まえて、地域において支援を必要とする人を早期に発見し、関係機関につなぐパイプ役としての役割と、地域福祉活動を進めるためのネットワークをつくるコーディネーター役としての役割もっています。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 地域住民が抱える問題について、相手の立場に立ち、相談を受けます。
- 福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。
- 住民が福祉サービスを必要とした場合、区福祉保健センターや地域ケアプラザ等に連絡し、必要な支援を行います。
- 担当地区内の住民の実態や住民福祉ニーズを把握し、適切なサービスの提供が図られるよう支援します。
- 住民の求める生活支援活動を行い、支援の体制を作っていきます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について関係機関などに意見を提起します。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。

### 【守秘義務】

- 民生委員・児童委員は、民生委員法で守秘義務が課せられています。
- 個別の相談等を通じて知り得た個人の秘密は、民生委員・児童委員を辞めた後も、守る必要があります。

### 【民生委員・児童委員の地区組織】

- 概ね連合町内会の区域を単位として地区民生委員児童委員協議会が組織され、高齢者、障害児・者や児童福祉など地域課題の解決に向けた具体的な活動が行われています。

横浜市のホームページで民生委員の情報、委嘱状況などを公開しています。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/mj/>

## 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続（欠員補充・増員）

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 適任者		
①資格要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉の仕事に理解と熱意があり、民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができる方</li> <li>人格識見ともに高く、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>担当する地域に居住し、住民の信頼があり、その地域の実情をよく知っているだけでなく、地域の誰もが気軽に相談に行けるような方</li> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）の職務を遂行する際に、個人情報取扱いについて、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul>	
②年齢要件 (基準日:委嘱日の属する年度の4月1日現在)	<p>◆新任 原則68歳まで 候補者の選出が困難な場合、 74歳まで※</p> <p>◆再任・元職 74歳まで</p>	<p>◆新任 原則54歳まで 候補者の選出が困難な場合、 58歳まで※</p> <p>◆再任・元職 原則60歳まで 候補者の選出が困難な場合、 64歳まで※</p>
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	原則、担当地域内に居住する方
2. 任期	3年 現在の任期は 平成28年11月30日まで	3年 現在の任期は 平成28年11月30日まで
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>※特例の場合でも、なるべく原則の年齢に近い方を推薦いただくことを基本とします。</p> <p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備  
会開催

**開催までの準備**

・候補者の人選

民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼します。

履歴書は、地区・連合地区推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

地区・連合地区推薦準備会推薦人を選出し、「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

地区・連合地区推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

**開 催**

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・欠格者に該当しないか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を記載し、推薦人に署名をいただきます。

（主な記載事項）

- ・出席者数、会議の要旨や主な意見、適任者としての確認等

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

**候補者の内申**

地区・連合地区推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- ・「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- ・「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- ・「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

# 平成27年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
計	4,139	1,070	2,948	4,018	523	36	474	510	4,662	1,106	3,422	4,528
鶴見区	302	80	217	297	34	9	25	34	336	89	242	331
神奈川区	279	70	195	265	36	5	29	34	315	75	224	299
西区	111	35	72	107	12	0	11	11	123	35	83	118
中区	165	42	114	156	26	3	21	24	191	45	135	180
南区	247	73	168	241	33	0	33	33	280	73	201	274
港南区	261	50	202	252	30	0	30	30	291	50	232	282
保土ヶ谷区	253	47	195	242	44	2	40	42	297	49	235	284
旭区	292	74	209	283	40	1	38	39	332	75	247	322
磯子区	210	53	149	202	20	1	19	20	230	54	168	222
金沢区	249	49	186	235	33	0	31	31	282	49	217	266
港北区	364	87	265	352	42	4	38	42	406	91	303	394
緑区	201	54	146	200	23	1	22	23	224	55	168	223
青葉区	299	61	231	292	32	1	31	32	331	62	262	324
都筑区	165	51	110	161	20	6	14	20	185	57	124	181
戸塚区	293	83	206	289	36	3	30	33	329	86	236	322
栄区	147	46	101	147	14	0	14	14	161	46	115	161
泉区	163	67	96	163	24	0	24	24	187	67	120	187
瀬谷区	138	48	86	134	24	0	24	24	162	48	110	158

## 民生委員・児童委員活動にあたって発生する費用について

### <活動費>

民生委員・児童委員として活動を行うにあたって、交通費や連絡調整費が発生します。

横浜市としては、これら活動に対する補助として年間 62,220 円（1 か月あたり 5,185 円）の活動費の支給を行っています。（区会長、副会長、地区会長等はさらに増額となります。）

### <負担費用>

年間 9,200 円（内訳は下期参照）の会費をご負担いただいております。

### 【内訳】

#### ① 平成 27 年度横浜市民生委員児童委員協議会理事会等で議決された額

項目	金額（円）	
市民児協（事業費）会費	1,980	市民児協会則に基づく年会費。 横浜市民児協の事業費として充当。 一部は地区民児協に活動費として還元。
市民児協（互助事業会費） 会費	1,600	横浜市民児協互助事業運営要綱に基づく会費。 横浜市民児協互助特別会計に積立。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金として規定額を支給。 また、委員退任時に退任慰労金として規定額を支給。
市民児協 100 周年事業 積立金	200	横浜市理事会で予算議決。 平成 29 年度予定の民生委員・児童委員制度 100 周年 記念事業に向けた積立金。
全民児連会費	700	全民児連規定に基づく会費。 全国民生委員児童委員連合会の事業費として。
全国互助共励会費	1,900	全民児連互助共励事業運営要綱に基づく年会費。 全民児連が所管する互助事業への積立金。 会員に疾病や本人・配偶者の死亡などがあった場合に 取り崩して見舞金・弔慰金として規定額を支給。 また、委員退任時に退任慰労金として規定額を支給。
関東ブロック連合会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会会則に基 づく年会費。
横浜市社協会費	1,000	横浜市社協会員規定に基づく年会費。
神奈川県社協会費	1,100	神奈川県社協会員規定に基づく年会費。 神奈川県社協の事業費として充当。 一部は補助金として区民児協に還元。
<b>市民児協会費</b>	<b>8,500</b>	

#### ② 港北区社会福祉協議会会員規定で定められた額

区社協会費	700	区社協会員規定で定められた金額
-------	-----	-----------------

※民生委員・児童委員に就任頂く事により社会福祉協議会の会員という位置づけが付与されます。